福島市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 15 号

福島市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和41年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第６条第５項第１号を削り、同項第２号中「雇用保険法」の次に「（昭和49年法律第116号）」を加え、「第56条の３第１項第１号ロ」を「第56条の３第１項第１号」に改め、同号を同項第１号とし、同項中第３号を第２号とし、同条第６項中「前項第２号」を「前項第１号」に、「同項第３号」を「同項第２号」に改める。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式　削除

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。